

介護予防・生活支援サービス事業所 御中
指定居宅介護支援事業所 御中
指定介護予防支援事業所 御中

沖縄市介護保険課
地域支援担当

沖縄市介護予防・日常生活支援総合事業における
訪問型サービス、通所型サービスの算定方法の変更について

訪問型サービス（独自）、訪問型サービスA、通所型サービス（独自）につきましては、これまで月額包括報酬（定額制）としておりましたが、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び「今般の新型コロナウイルス感染症等の臨時的な取扱いによる算定手順の簡素化」等の理由により、令和4年4月のサービス提供分より「1回あたりの単価」（回数制）を導入します。

1月のサービス利用回数が、回数制で算定できる数を超える場合は、包括報酬（1月あたりの単位）での算定となります。※改正後のサービスコード（CSV）については、R4年2月中に本市ホームページへ掲載予定。

訪問型サービス（独自）

対象者	区分	サービス利用回数	単位
事業対象者 要支援1・2	週1回程度	1月の中で4回以下	268単位/回
		1月の中で5回以上	1,176単位/月
事業対象者 要支援1・2	週2回程度	1月の中で8回以下	272単位/回
		1月の中で9回以上	2,349単位/月
事業対象者 (サービス調整会議での承認を受けた者) 要支援2	週2回を超える程度	1月の中で12回以下	287単位/回
		1月の中で13回以上	3,727単位/月
事業対象者 要支援1・2	20分未満 訪問型サービス・短時間	1月の中で22回以下	167単位/回

訪問型サービスA：生活援助のみ

対象者	区分	サービス利用回数	単位
事業対象者 要支援1・2	週1回程度	1月の中で4回以下	244単位/回
		1月の中で5回以上	1,071単位/月
	週2回程度	1月の中で8回以下	244単位/回
		1月の中で9回以上	2,138単位/月
事業対象者 (サービス調整会議での承認を受けた者) 要支援2	週3回程度	1月の中で12回以下	244単位/回
		1月の中で13回以上	3,392単位/月
事業対象者 要支援1・2	20分未満 訪問型サービス・短時間	1月の中で22回以下	152単位/回

※注：同一建物減算等については、別途単位数が設定されています。

※いずれの訪問型サービスについても、あらかじめ地域包括支援センター等によって作成されたケアプラン等において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見を勘案して、標準的に想定されるサービス提供頻度に基づき、各区分を位置づけて下さい。

通所型サービス（独自）

対象者	サービス利用回数	単 位
事業対象者	1月の中で4回以下	384単位/回
要支援1	1月の中で5回以上	1,672単位/月
事業対象者 (サービス調整会議での承認を受けた者)	1月の中で8回以下	395単位/回
要支援2	1月の中で9回以上	3,428単位/月

※注：同一建物減算等については、別途単位数が設定されています。

<留意点>

算定を行う場合は、基本的にサービス提供実績に基づいて算定して下さい。ただし、1月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合で、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（令和3年3月31日付老健局介護保険計画課認知症施策・地域介護推進課老人保健課事務連絡I・資料9）月額包括報酬の日割り請求にかかる適用に該当するときは、日割り算定を行って下さい。

【問合せ先】

沖縄市役所 健康福祉部 介護保険課
地域支援担当 長嶺・又吉
電話：098-939-1212（内線3090）